

令和2年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年12月8日	午前10時00分	議長	本田 学	
	散会	令和2年12月8日	午後1時53分	議長	本田 学	
応（不応）招議 員及び出席並 びに欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す  ▲○ 公務欠席を示す	1	中村佳代子	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	久保広幸	○			
	4	谷 郁 司	○			
	6	多胡裕司	○			
	7	渡辺三義	○			
	8	本田 学	○			
会議録署名議員	谷 郁 司		多胡 裕 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野 勝 政			主任主査 竹島 美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野 尻 秀 隆	教 育 長	有 田 勝 彦		
	監 査 委 員	飯 尾 清	農 業 委 員 会 長 ( 議 員 兼 職 )	多 胡 裕 司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早 坂 政 志	会 計 管 理 者	( 棟 方 勝 則 )		
	総 務 課 長	副 島 俊 樹	町 民 課 長	棟 方 勝 則		
	産 業 振 興 課 長	今 村 保 広	建 設 課 長	清 水 光 明		
	保健福祉センター次長	丹 野 景 広	国保児童診療所事務長	( 丹 野 景 広 )		
	総 務 課 参 事	高 橋 直 人	総 務 課 主 幹	菅 原 靖 志		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	空 井 猛 壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	瀧 口 和 雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					

会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第74号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
4	議案第75号	租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
5	議案第76号	陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
6	議案第77号	令和2年度陸別町一般会計補正予算（第5号）
7	議案第78号	令和2年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
7	議案第79号	令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
8	議案第80号	令和2年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
9	議案第81号	令和2年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
10	議案第82号	令和2年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
11	議案第83号	令和2年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（本田 学君） ただいまから、令和2年陸別町議会12月定例会を開会します。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（本田 学君） 会議に先だち、事前に申し上げます。

本日、町広報により使用するため、町民課広報担当職員による写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき、議長により許可しておりますので、御了承願います。

これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（本田 学君） 教育長から、教育関係行政報告の申し出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

現在、コロナ禍で予定されておりました行事等が中止、延期となっておりますが、書面の中から3件、口頭で2件、御報告をいたします。

まず、書面の中から3件御報告いたします。

1件目は、9月12日土曜日に開催されました陸別小学校大運動会についてであります。当初、6月13日土曜日、開催予定でありましたが、コロナウイルス感染症対策を講じた結果、本来、午前、午後の1日日程のところを、競技種目を限定して、午前中のみでの開催といたしました。

2件目は、10月7日に開催されました陸別中学校第61回体育祭についてであります。当初、5月30日土曜日、開催予定でありましたが、コロナウイルス感染症対策を講じた結果、平日の午前授業の時間帯で競技種目を限定して短時間での開催といたしました。

3件目は、10月14日から16日の3日間で開催しました陸別小学校学年発表会についてであります。こちら、当初、10月17日土曜日に全校行事としての学習発表会として開催予定でありましたが、コロナウイルス感染症対策を講じた結果、学年別に約1時間程度の学年発表会として、3日間にわたり開催をいたしました。それぞれ関係保護者の観覧をしていただきました。

次に、口頭で2件御報告いたします。

1件目は、陸別小学校6年生の修学旅行についてであります。

当初、7月9日から2日間、札幌方面での実施を予定しておりましたが、コロナウイルス感染症拡大のため、12月10日から2日間、旭川方面に変更をして実施する予定といたしました。なお、残念ながら変更先の旭川方面も、現在、感染症が拡大しており、児童の感染防止の観点から、再度、延期とすることといたしました。来年2月以降、オホーツク方面での実施を検討中であります。

2件目は、小中学校の冬休み期間の短縮についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、今年は4月20日から5月31日まで、陸別小学校、陸別中学校ともに長期臨時休業といたしました。夏休みの短縮等でその間の授業時数、学習のおくれについては取り戻しているところではあります。今後の急を要する事態等に備えるため、陸別小学校の冬休みは15日間短縮して、12月29日から1月6日までの9日間、陸別中学校の冬休みは3日間短縮して、12月23日から1月11日までの20日間といたしました。今後も引き続き感染症対策を徹底し、円滑な学習活動が行えるよう取り組んでまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日、午後1時までに提出してください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番谷議員、6番多胡議員を指名します。

---

## ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本件については、12月4日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○6番（多胡裕司君）〔登壇〕 令和2年陸別町議会12月定例会の運営について、12月4日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、規約の変更1件、条例関係2件、補正予算7会計の合わせて10件であります。

次に、議会関係では、一般質問4名、意見書案2件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から12月11日までの4日間とすることと決定をいたしました。

なお、12月10日と11日につきましては、予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことが決定しました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

次に、議案第77号から議案第83号までの令和2年度各会計補正予算7件についてであります。従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けるとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各会計ごとに行うことにいたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月11日までの4日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月11日までの4日間とすることに決定しまし

た。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長からの報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第74号十勝圏複合事務組合規約の変更について

---

○議長(本田 学君) 日程第3 議案第74号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第74号十勝圏複合事務組合規約の変更についてですが、十勝圏複合事務組合から規約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 棟方町民課長。

○町民課長(棟方勝則君) 議案第74号です。十勝圏複合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のように変更するというので、変更条文がついています。

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約。

十勝圏複合事務組合規約の一部を次のように改正する。

第3条の表(6)ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「音更町」の次に「、鹿追町、新得町」を加える。です。

附則、この規約は、令和3年4月1日から施行するというのであります。

ごみの共同処理を十勝広域で行っておりまして、陸別町は昨年4月に加入していただき、現在13市町村で行っております。来年4月から、新たに鹿追町、新得町が加入して、合計で全体で管内15市町村となる予定になっています。

議案説明書ナンバー1に新旧対照表がついていますので、後に御覧ください。

以上で、議案第74号の説明といたします。

以後、御質問にお答えしてまいりますので、御審議をお願いします。

○議長(本田 学君) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第74号十勝圏複合事務組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第4 議案第75号租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例**

---

○議長(本田 学君) 日程第4 議案第75号租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第75号租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてですが、租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 副島総務課長。

○総務課長(副島俊樹君) それでは、私から、議案第75号について説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、租税特別措置法及び地方税法の改正により、延滞金の特例基準割合に関する文言の改正がされたことに伴う規定の整備と、延滞金の割合がゼロ%となることのないよう、割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることとされたことによる改正でございます。

関連する条例が、陸別町税外諸収入金の徴収に関する条例及び陸別町後期高齢者医療に関する条例並びに陸別町介護保険条例の3本となりますので、それぞれ条だてで改正するものであります。

説明資料ナンバー2-1をお開きください。

ここでは、第1条関係としまして、陸別町税外諸収入金の徴収に関する条例の改正内容の新旧対照表を載せてございます。下線を引いてある部分が改正部分となります。特例基準割合を延滞金特例基準割合とするものでございます。

改正部分を読み上げます。

附則第3項関係です。

各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）を、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）と改めます。

また、次の括弧書き、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、を、括弧内を削り、その年中においては、に改めます。

次に、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、を、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、に改めます。

次に、当該特例基準割合、を、当該延滞金特例基準割合に改めます。

次に、附則第4項として、前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とする。を加えます。

続きまして、資料ナンバー2-2をお開きください。

第2条関係としまして、陸別町後期高齢者医療に関する条例の改正内容の新旧対照表を載せてございます。

改正内容につきましては、先ほどの第1条関係と同じでございます。

附則第3条を新旧対照表のように改正し、第3条に第2項を加えます。

続きまして、資料ナンバー2-3をお開きください。

第3条関係としまして、陸別町介護保険条例の改正内容の新旧対照表を載せてございます。

これにつきましても、改正内容につきましては、第1条関係、第2条関係と同じであります。附則第6条を新旧対照表のように改正し、第6条に第2項を加えます。

それでは、議案集の2ページをお開きいただきたいと思います。

条文につきましては、ただいま御説明させていただきましたので、附則を読み上げます。

3ページになります。

附則。施行期日。

1、この条例は、令和3年1月1日から施行する。

経過措置。2、この条例による改正後の陸別町税外諸収入金の徴収に関する条例附則

第3項陸別町後期高齢者医療に関する条例附則第3条及び陸別町介護保険条例附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上で、議案第75号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第75号租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第5 議案第76号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

---

○議長（本田 学君） 日程第5 議案第76号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第76号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてですが、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、選挙運動の公費負担について、必要な事項を定めるため、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは、議案第76号について御説明させていただきます。

まず、議案説明書により説明をさせていただきます。議案説明書ナンバー3-1をお開きください。

この条例につきましては、公職選挙法の改正に伴いまして、所要の規定を整備するためのものであります。

公職選挙法の一部を改正する法律が本年6月に公布され、12月12日から施行されるものであります。

資料の2番目にも記載しておりますが、今回の法令改正の趣旨には、町村の選挙における立候補の環境を改善するため、これまでは都道府県及び市を対象としていた選挙公営、公費負担を町村にも同じように拡大するというもので、町村議会議員の選挙の場合はビラの頒布はできないこととされていましたが、これが解禁されています。また、町村議会議員の選挙にも供託金制度が導入されました。

町村の選挙に関わる主な改正点につきましては、資料の3番目に記載しておりますが、まず、今お話しした供託金制度の町村議会議員選挙での導入であります。金額は15万円で、供託金没収点は、現行の市議会議員選挙と同様、得票数が有効投票数を議員定数で除して得た数の10分の1に達しないときは、供託物は当該町村に帰属することとされました。当町の場合、有権者は現在2,031名ですが、仮に投票率が100%だった場合、得票数が25票以下の場合は没収となります。投票率が下がるとこの数字も下がります。なお、この規定は、後ほど説明いたしますが、供託物が没収された方は、この選挙公営の対象にはなりません。条例第2条ただし書きに関連する内容でございます。

同じく3番目の②で、選挙公営の拡大について記載をしております。

選挙運動用の自動車の使用と選挙運動用のビラの作成、選挙運動用のポスターの作成について、条例で定めることにより、無料とすることができるとされました。

それぞれの内容につきましては、説明資料ナンバー3-2と3-3をお開きいただきたいと思っております。

条例本文の第2条から第5条までが選挙運動用自動車の使用に関する内容でございます。

第2条では、立候補の届け出の日から投票日の前日まで、無投票になったときはその理由が生じた日までの日数に記載の金額を乗じて得た額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用できるという内容です。

ただし、先ほど御説明したとおり、供託物が没収された場合は、この制度の該当にはなりません。

なお、この自動車の使用ですが、表の右にも記載のとおり、看板取付代、拡声器借入代は公費負担の対象外となります。

また、使用できる日数は、通常の選挙になった場合は、当町の場合、5日間、無投票の場合は1日間となります。

第3条では、この規定の適用を受けようとする場合、一般乗用旅客自動車運送事業者、その他の者との間で、選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約を締結し、陸別町選挙管理委員会へ届け出なければならないこととなります。一般乗用旅客自動車運送事業者というのは、ハイヤー、タクシー事業者のことで、その他の者とは、第4条第2号に関係しますが、候補者と生計を同一にする親族の場合、自動車の使用契約に係る業務を業として行っている者、つまりレンタカー業務を業として許可を受けて行っている場合であり、業として行っていない親族、親子、兄弟の車両を借り上げたという場合は該当にはなりません。

第4条では、公費負担の額及び手続きを記載しております。今回の法改正及び条例で、自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成につきましては、三つとも事前に候補者とそれぞれの事業者との間で契約を結び、選挙管理委員会へ届け出ることとなります。

また、選挙後、それぞれ契約した事業者から、町、これは選挙管理委員会ですが、こちらに対して請求書が発行され、それに基づいて、町から事業者に対して支払うという内容であります。候補者の方に直接お金が動くという形ではございません。

第4条第1号は、一般乗用旅客自動車運送事業者との一般運送契約について記載しておりますが、いわゆるハイヤー方式としております。これは簡単に言えば車両、運転手、燃料込みで契約する内容で、1日当たりの金額につきましては6万4,500円以内としております。この額につきましては、公職選挙法施行令で示されております額と同額としております。

また、第4条第2号には、一般運送契約以外の契約について記載しております。いわゆる個別契約方式として、それぞれア、イ、ウとして掲げております。

アにつきましては、選挙運動用の自動車の借り上げ契約の場合で、同一の日に候補者が2台契約していた場合は、候補者の指定するどちらか1台という内容で、1日当たり1万5,800円以内としております。この額につきましても、先ほどと同様、公職選挙法施行令で示されております額と同額としております。

以降、イ、ウにつきましても、額の関係につきましても同様であります。

イは、燃料の供給に関する契約の場合です。1日当たり7,560円以内です。

ウは、運転手の雇用に関する契約です。これも同一の日に2人以上の運転手の雇用がある場合は、候補者が指定するいずれか1人となります。1日当たりの報酬は1万2,500円以内となります。

第5条は、第4条の第1号と第2号の契約を同時に結んでいる場合、候補者が指定するいずれか一つを適用するという内容です。

第6条から第8条は、選挙運動用ビラの作成に関する内容であります。

第6条では、ビラを無料で作成することができますが、ただし書きで、供託物が没収された場合は除かれるという内容です。

第7条は、この規定を受けようとする場合は、ビラ作成業者と有償契約を結び、選管に届け出るという内容です。

第8条で、1枚当たりの単価の上限を定めております。7円51銭以内としておりますが、この金額の考え方も、先ほどの自動車の件と同様であります。

なお、作成できる枚数ですが、公職選挙法第142条第1項で定められておりまして、町長の場合は、選管に届け出た2種類以内のビラ5,000枚、議会議員の場合は、同じく選管に届け出た2種類以内のビラ1,600枚と規定されています。これはそれぞれ送ることができるハガキの枚数の2倍とされております。

ビラ作成に係る経費につきましても、業者からの請求により、町が支払うという内容です。表の右側に上限額を記載しております。

第9条から第11条は、選挙運動用ポスターの作成に関する内容であります。

第9条は、先ほどの第6条と同様、無料で作成できるという内容で、ただし書き規定も同様でございます。

第10条は、さきの第7条と同様、候補者とポスター作成業者で有償契約を締結し、選管に届け出るという内容です。

第11条は、ポスターの公費負担と支払い手続きについての規定ですが、1枚当たりの作成単価を5,500円としております。この額は、公職選挙法施行令で示されております計算方式による額ではありませんが、この範囲内で定めております。施行令で計算した場合、当町は、他の市町村と比べ、ポスター掲示場が少ないため、かなり割高となってしまうため、近隣の印刷業者数社から見積もりを徴取し、高いほうの額で金額を設定しました。公費負担のできる枚数は掲示場の2倍以内として、これも支払いは業者からの請求により、町から業者に支払うという内容でございます。表の右側に上限額を記載しております。

それでは、議案集4ページをお開きください。

陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

各条につきましては、ただいま説明させていただきましたので、省略させていただきます。

7ページをお開きください。

第12条で委任について記載しておりますが、この条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定めるという内容でございます。

附則を読み上げます。

附則。施行期日。

1、この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行の日から施行する。

経過措置。

2、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

以上、大変雑駁でございますが、議案第76号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今説明を聞いて、ちょっと腑に落ちない点について、7ページの、今総務課長から説明があった第12条の選挙管理委員会という名前というか、それを特定の抜けていて、説明では選挙管理委員会と言ったのですけれども、選挙管理委員会というのは文字化しなくてもいいのですか。その辺をちょっと聞きたいです。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） 説明が大変不足して申し訳ございません。

条例本文の第3条の一番下のほう、第3条の下から2行目、4ページです。選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、陸別町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによりというふうに記載しておりまして、これ以降、選挙管理委員会を委員会というふうに記載をしてございます。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかにありますか。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） ちょっと確認したいのですけれども、車両関係とかビラ、ポスター関係は業の方ということで、この説明書の3の2の第4条の第2号について、運転手の雇用というのは、このとおり個別契約方式でいいということによろしいのですか。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） はい。運転手の場合は、運転業務を候補者との間で雇用契約を結んでいる場合は認められます。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号陸別町議会議員及び陸別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(本田 学君) 起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 6 議案第77号令和2年度陸別町一般会計補正予算(第5号)

◎日程第 7 議案第78号令和2年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

◎日程第 8 議案第79号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)

◎日程第 9 議案第80号令和2年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第10 議案第81号令和2年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第11 議案第82号令和2年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

◎日程第12 議案第83号令和2年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

---

○議長(本田 学君) 日程第6 議案第77号令和2年度陸別町一般会計補正予算(第5号)から日程第12 議案第83号令和2年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)まで、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第77号令和2年度陸別町一般会計補正予算(第5号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,005万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,185万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第78号令和2年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,566万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,497万円とするものであります。

続きまして、議案第79号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,999万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第80号令和2年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,124万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第81号令和2年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,466万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,729万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第82号令和2年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,105万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,153万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第83号令和2年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,941万6,000円とするものであります。

以上、議案第77号から議案第83号まで、7件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、副町長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、私のほうから、議案第77号から第83号まで、一括して説明をさせていただきます。

初めに、各会計、各科目におけます共通する事項等について御説明をさせていただきます。

今回の補正予算のうち、議案第77号の一般会計、議案第79号の直診会計、議案第80号の簡水会計、議案第81号の公共下水道会計の職員の人件費についてであります。11月30日に開催の第2回臨時会におきまして、一般職と特別職の給与に関する条例の一部改正について御承認をいただきました期末手当の率の改定に伴います減額の補正予算を計上しております。

また、同じ科目であります。3節の職員手当等では、住居手当が住居要件の変更による減額、時間外勤務手当が今年度の実績によりまして見込み額を算出し、補正予算を計上しております。

次に、各会計におきましては、事務事業の確定、または入札執行等によります確定見込みによる減額が主な補正予算の内容となっております。いずれも簡略に説明をさせていただきますので、あらかじめ御承知をいただきたいと思います。

それでは、議案第77号の説明から始めさせていただきます。

議案第77号の1ページをお開きください。

議案第77号令和2年度陸別町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、13ページをお開きください。

13ページ。事項別明細書、2、歳出であります。

1款議会費1項議会費1目議会費3節職員手当等12万4,000円の減額の補正は、冒頭に説明いたしました給与の改正等によります一般職の期末手当4万3,000円、時間外勤務手当1万円の減額と、特別職の職員の給与の改定に伴う議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正によります議員の期末手当7万1,000円の減額であります。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13万3,000円の補正についてであります。3節職員手当等は特別職と一般職の期末手当、住居手当、時間外勤務手当の計98万3,000円の減額と、次のページ、14ページをお開きください。会計年度任用職員の退職手当組合費100万6,000円の増額。合わせまして2万3,000円の計上であります。会計年度任用職員のうち、フルタイムの職員の退職手当組合費につきましては、当初予算で計上しておりません。当初、次年度からということで調整をしておりましたが、本年度中の支出が必要ということが判明しましたので、補正をするものであります。18節負担金補助及び交付金、今年8月26日に十勝町村会で運用を開始しましたテレビ会議ネットワークの負担金11万円の計上であります。

2目文書広報費14節工事請負費68万2,000円の減額の補正につきましては、防災行政無線愛の鐘の屋外子局3基の整備工事の確定に伴う減額であります。

次に、5目財産管理費797万3,000円の補正であります。18節負担金補助及び交付金は、地デジ受信設備設置の補助でありまして、当初2件分を計上しておりましたが、さらに要望がありまして、20万円を追加計上するものであります。24節積立金777万3,000円の補正は、各基金への積立金であります。内訳につきましては、ふるさと整備基金が指定寄附1件、10万円、ふるさと納税43件、110万円の合計1

20万円。いきいき産業支援基金は、優良家畜導入支援資金の繰り上げ償還10件分、310万6,000円と、ふるさと納税15件、19万円の合計329万6,000円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金は、ふるさと納税8件、8万円。町有林整備基金は、ふるさと納税4件、303万円。地域福祉基金は、ふるさと納税11件、11万円。給食センター管理運営基金が、ふるさと納税4件、5万7,000円となっております。

次に、6目町有林野管理費55万9,000円の減額の補正であります。1節報酬29万7,000円は、町有林管理の作業員の期末手当でありまして、雇用日数の増によりまして、基準時間数を超えることとなりましたので、手当の支給が必要となりました。これによりまして補正するものであります。内容としましては、基準日に在職して、週15時間30分以上の勤務をした場合、それから、同一雇用主からの全勤務時間、こういったものをクリアすると、基準時間を超えまして、手当の対象となるということであります。次に、11節役務費であります。森林環境保全整備事業の確定による272万9,000円の減額。16節公有財産購入費は、土地購入費187万3,000円の補正であります。

議案説明書資料ナンバー4をごらんください。本件につきましては、町有林拡大事業としまして、札幌市在住の町内の山林所有者から、林道北トマム川沿線沿いの字トマム南2線124番地1ほか22筆38万2,241平米の山林を購入しようとするものであります。

それでは、予算書の15ページにお戻りください。

続きまして、7目企画費371万1,000円の減額の補正であります。いずれも新型コロナウイルス感染症によります事業の中止に伴う減額であります。8節旅費は、サマーin 陸別に係る普通旅費11万1,000円の減。12節委託料は、新農林業人材発掘プログラム297万円の減。18節負担金補助及び交付金は、サマーin 陸別実行委員会への交付金63万円の減であります。

12目銀河の森管理費は給与の改正等によります3節職員手当等35万円の減額の補正であります。

次のページをお開きください。

2項徴税费1目税務総務費も、給与の改正等によります3節職員手当等10万8,000円の減額。

2目賦課徴収費18節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合の負担金5万1,000円の補正で、税滞納整理機構運営分担金の確定によります追加の予算計上であります。

次に、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費24万2,000円の補正であります。3節職員手当等は、給与の改正等に伴います2万5,000円の減額。12節委託料は、当初予算において、戸籍法の一部を改正する法律に向けた戸籍情報システムの

改修費と、デジタル手続法に向けた戸籍附票システムの改修費を計上したところでありましたが、今回、これを北海道自治体情報システム協議会への負担金での対応に変更しようとするものであります。当初予算で計上しております642万4,000円全額を減額しまして、負担金額を精査するとともに、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用による住基システムの改修費を加えまして、18節負担金補助及び交付金におきまして669万1,000円を新たに予算計上するものであります。なお、本事業は、一部ネットワーク環境整備に係る費用を除きまして、全額が国庫補助金の対象となり、歳入においても予算計上をしております。

次に、4項選挙費1目選挙管理委員会費は、給与の改正等による3節職員手当等7万9,000円の減額であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費518万8,000円の補正であります。3節職員手当等は給与の改正等によります62万4,000円の減額。19節扶助費171万5,000円の補正につきましては、重度身障者医療費が121万4,000円の増でありまして、これは主に歯科診療所が訪問診療を行っておりまして、これによる増と考えております。

次のページをお開きください。

身体障害者更正医療給付費は、入院の増加に伴う50万1,000円の増。27節繰出金は、介護保険事業勘定特別会計への繰出金409万7,000円の補正であります。

次に、2目老人福祉費153万4,000円の補正であります。18節負担金補助及び交付金48万2,000円の補正は、デイサービス運営事業補助金で、新型コロナウイルス感染症によります利用者の減少に伴う介護報酬の減少による補助金の増額であります。利用者の見込み数は、当初で延べ2,689人を見込んでおりましたが、延べで362人の減少が見込まれております。19節扶助費は、老人福祉施設入所措置費で、単価の改正と、1名の方が12月中に新たに養護老人ホームに入所の見込みでありますことから、105万2,000円を追加計上するものであります。

3目後期高齢者医療費630万5,000円の減額の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金が、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の確定による574万1,000円の減額。28節繰出金が後期高齢者医療特別会計への繰出金56万4,000円の減額の補正であります。

次に、2項児童福祉費1目児童福祉総務費26万7,000円の補正であります。1節報酬13万8,000円は、会計年度任用職員、これは福祉支援の期末手当でありまして、雇用日数の増によります基準時間数を越えたことからの手当の支給ということで補正をするものであります。19節扶助費は、児童施設通所に係る交通費助成で2万7,000円。次のページにいきまして、支援費で障害者介護給付費10万2,000円は、いずれも利用回数の増に伴うものでありまして、合わせまして12万9,000円の補正であります。

2目児童福祉施設費2,000円の減額の補正につきましては、給与の改正等による3節職員手当等9万8,000円の減額と、18節負担金補助及び交付金、保育所の給食費負担金の9万6,000円の増額であります。給食費負担金につきましては、入所児童数が当初48名だったところから、10名の増を見込みまして計上をするものであります。

次に、3目児童措置費54万7,000円の補正であります。10節需用費、印刷製本費7万円と、11節役務費2,000円は、いずれもひとり親世帯臨時特別給付金の事務費でありまして、国からの補助金が充当されます。事務手続は市町村の窓口で行いまして、給付金につきましては国からの給付となります。19節扶助費は、児童手当の各区分におけます対象者数の増の見込みによる合計で47万2,000円の補正であります。この児童手当につきましては、歳入におきまして国庫負担金で37万3,000円と、道負担金で4万7,000円が入ってきます。

次のページをお開きください。

3項国民年金費1目国民年金事務取扱費2万円の補正は、給与の改正等による3節職員手当等2万3,000円の減額、22節償還金利子及び割引料が、令和元年度年金生活者支援給付金支援業務事務取扱交付金の特別事情に係る経費、これが実績が当町ではなかったということで、国庫委託金への返還金4万3,000円の計上であります。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費49万1,000円の減額の補正であります。これは給与の改正等によります3節職員手当等の減額。

4目環境衛生費は、21節補償補填及び賠償金で、墓地の擁壁補修のために、今年度、墓石の移設に係る補償費を計上しておりましたが、その確定によります223万3,000円の減額であります。当初、その区画にあります10基の移設を見込んでおりましたが、今回、5基の移設で対応できるということで終了いたしましたので、減額の補正としております。

5目診療所費27節繰出金は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金968万2,000円の減額の補正であります。

次に、2項清掃費2目塵芥処理費484万7,000円の減額の補正であります。17節備品購入費は、塵芥処理場用のショベルの購入事業の確定によります426万4,000円の減額。18節負担金補助及び交付金は、一般廃棄物処理負担金の足寄町委託分の確定によります58万3,000円の減額であります。

3項水道費2目水道費27節繰出金は、簡易水道事業特別会計への繰出金536万7,000円の減額の補正であります。

次のページをお開きください。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、引き続きまして、予算書の22ページになります。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、給与の改正等によります3節職員手当等2万4,000円の減額の補正。

2目農業総務費も同じく給与の改正等によります3節職員手当等の67万8,000円の減額の補正。

3目農業振興費5万7,000円の減額の補正につきましては、18節負担金補助及び交付金が強い農業づくり事業補助金で確定によります45万円の減額。22節償還金利息及び割引料は、平成27年分からの中山間地域等直接支払交付金の精算に伴います返還金39万3,000円であります。高速道路の建設などによります対象面積の変更などが主な要因となっております。

4目畜産業費63万4,000円の減額の補正は、8節旅費18万4,000円の減額、18節負担金補助及び交付金45万円の減額で、いずれも新型コロナウイルス感染症によります農業祭、それから、各家畜共進会の中止に伴う減額であります。

5目農地費13万円の補正につきましては、トマム地区農地整備事業と中陸別地区農道整備特別対策事業と監督等補助委託金の変更による事務費分の増額と、新型コロナウイルス感染症によります会議等の中止に伴います旅費の減額、それに伴いまして、事務経費の調整によるもので、8節旅費が10万5,000円の減額。10節需用費で消耗品が12万5,000円の増額。13節使用料及び賃借料が11万円の増額の計上となっております。

次に、6目営農用水管理費1,888万8,000円の減額の補正であります。これにつきましては、道営事業の第2上陸別地区配水管布設替工事に伴います事業であります。今年度の本工事の工事箇所の変更に伴いまして、今年度当初予定しておりました各戸への給水切り換え工事が不用となりましたことから、当初計上した予算の全額、14節工事請負費で1,878万8,000円、21節補償補填及び賠償金の10万円をそれぞれ減額するものであります。

7目公共草地管理費は25万4,000円の減額の補正であります。14節工事請負費、農業用施設整備は、事業の確定による減額でありまして、トラリ地区公共草地の送水ポンプ設備更新工事で8万9,000円の減額、同じく配電線路の災害復旧工事で16万5,000円の減額であります。

8目農畜産物加工研修センター管理費は、給与の改正等によります3節職員手当等、9万9,000円の減額の補正であります。

続きまして、2項林業費1目林業振興費100万5,000円の補正であります。8節旅費3万5,000円の減額と、次のページの13節使用料及び賃借料4万4,000円

の増額につきましては、陸別地区小規模治山事業に係る予算でありまして、新型コロナウイルス感染症による会議等の中止に伴います旅費の減額と、それに伴う事務経費の調整によるものであります。

前のページ、23ページの10節需用費10万7,000円の減額と、次のページ、11節役務費5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症による植樹祭を中止したことに伴う減額。12節委託料5万8,000円の減額は、ふれあいの森の看板設置に係る事業の確定による減額であります。18節負担金補助及び交付金の補助金についてであります。一つ目の森林作業道補修事業は、森林環境譲与税事業でありまして、事業の確定による112万円の減額で、本年度につきましては4か所の作業道の補修を実施しております。その次の私有林業整備事業228万6,000円につきましては、森林作業道補修事業と同じく、森林環境譲与税事業で実施しようとする新規事業であります。

内容を説明したいと思っておりますので、議案説明書、資料ナンバー5を御覧ください。

資料ナンバー5-1を御覧いただきたいと思っております。

本事業につきましては、本年5月3日に発生しました山火事の被災箇所におきまして、現在、カラマツヤツバキクイムシの被害が確認されたことから、その被害の周辺地域への拡大防止のため、早急に伐採等を実施していただくために、森林環境譲与税を活用して実施しています既存の陸別町森林環境整備事業補助金交付要綱の第2条に定める事業に私有林業整備事業を追加することにより、事業を実施しようとするものであります。追加する事業につきましては、特殊地帯でありまして、内容につきましては、枠の中に記載のとおりであります。次の今回の事業目的を御覧いただきたいと思っております。そちらに記載のとおり、国の補助事業等の該当にならない事業に対し、補助をしようとするものでありまして、補助することで造林木に害虫被害が発生した造林地について、被害の拡大を防止するために、早期の伐採及び搬出の施業を実施していただくようとするものであります。

補助対象経費につきましては、北海道が定める造林事業標準単価に事業量を乗じて求めた経費としまして、補助率は国の森林保全整備に準ずることとしたいと考えております。ちなみに、現在の補助率は68%であります。

なお、この森林環境譲与税を活用した私有林整備事業につきましては、今年度はこの被害拡大防止のために緊急性があるものとして、本事業のみを補助の対象として新規事業として上げるものでありまして、全体像としましては、さらに精査を行いまして、新年度にはさらに事業内容を拡大し、議会に提案させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

なお、議案説明書の5-2には、今回の施業しようとする箇所図をつけておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

それでは、続きまして、次のページに移りまして、7款商工費1項商工費1目商工総

務費、これにつきましては、給与の改正等によります3節職員手当等105万2,000円の減額の補正。

2目商工振興費は、18節負担金補助及び交付金で413万2,000円の補正であります。まず、プレミアム商品券発行事業についてであります。第2回目の50%のプレミアム分につきましては、当初、3,000セットの販売を見込んでおりましたが、実績で3,791セットと、791セット分が増となりましたので、補助金の額で販売分395万5,000円と、事務費分4万9,350円を合わせまして、予算額で400万5,000円を計上するものであります。次に、休業協力感染リスク低減支援金であります。こちらは飲食店のテイクアウトに係る出前タクシーについてであります。8月31日から来年の3月31日まで、この事業を延長することに伴いまして、予算に不足が見込まれますことから、12万7,000円を増額しようとするものであります。

なお、議案説明書資料ナンバー6に、プレミアム商品券発行事業に係る資料をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

3目観光費18節負担金補助及び交付金775万円の減額の補正は、新型コロナウイルス感染症による減額であります。国際ラリー開催事業の負担金が無観客開催に伴います事業負担金の確定による5万円の減額。しばれフェスティバル開催事業補助金が、事業中止に伴います770万円の全額の減額であります。

次のページをお開きください。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、3節職員手当等で給与の改正等による70万7,000円の減額の補正。

2項道路橋りょう費2目道路維持費23万1,000円の減額の補正は、14節工事請負費、排水整備工事で町道小利別西1条通線側溝整備工事の確定によります減額。

4目道路新設改良費14節工事請負費225万円の減額の補正は、道路改良工事が町道トマム川沿線舗装工事の確定によります188万5,000円の減額。歩道改良工事が町道東1条仲通り歩道舗装工事の確定によります36万5,000円の減額であります。

5目街路灯費15万2,000円の減額の補正は、10節需用費の修繕料につきましては、街路灯の球切れなどの修理でありまして、本年度は既に11件の修理を実施しており、過去の実績から、今後10件程度の修繕が見込まれますことから、20万円を増額しております。14節工事請負費、街路灯改修は、LED化工事の確定による35万2,000円の減額であります。

次に、4項住宅費1目住宅管理費21万2,000円減額の補正であります。12節委託料、公営住宅改修は、町営住宅のポーチ木部の塗装委託の確定による4万4,000円の減額。14節工事請負費は、公営住宅改修で、町営住宅の給湯器更新工事の確定による12万1,000円の減額。施設設備改修で第2新町団地ほか、構内灯のLED化工事の確定によります6万6,000円の減額、合わせて18万7,000円の減額であります。17節備品購入費は、共栄団地と第2若葉団地の共用部の消火器各1本の更新であ

りまして、1万9,000円の計上であります。

5項下水道費1目下水道費27節繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金39万3,000円の減額の補正であります。

次のページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費は、3節職員手当等で、給与の改正等によります、特別職、一般職合わせて89万1,000円の減額の補正。

4目スクールバス運行管理費10節需用費、修繕料29万8,000円の補正につきましては、現在、小利別線で運行していますバスの燃料タンクの燃料漏れが確認されたことから、そのタンクの取りかえを行うことと、エアコンも壊れたということで、エアコンの修理代と、合わせて計上をしております。

次に、2項小学校費1目学校管理費95万2,000円の補正であります。10節需用費の消耗品費は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のための消毒用エタノールの購入代3万円の計上。11節役務費、通信運搬費は、光回線使用料等で18万9,000円の増額で、これも新型コロナウイルス感染症によります対策に伴う増であります。17節備品購入費、管理用備品73万3,000円の補正も、新型コロナウイルス感染症拡大防止用の備品でありまして、職員室用に顔認証機能付きのサーマルカメラ1台、児童玄関用にデジタルサイネージ付きサーマルカメラ1台を購入しようとするものであります。議案説明書、資料ナンバー7-1と2にこの備品の概要を載せた資料をつけておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費86万6,000円の補正であります。これにつきましても、小学校費と同様の予算計上でありまして、10節需用費で消毒用のエタノール購入で3万円の計上。11節役務費が光回線使用料等の通信運搬費の増額で10万3,000円の追加。17節備品購入費、管理用備品73万3,000円の補正につきましても、小学校と同じく、職員室用に顔認証機能付きのサーマルカメラ1台、児童玄関用にデジタルサイネージ付きサーマルカメラ1台を購入しようとするものであります。

4項社会教育費1目社会教育総務費は、18節負担金補助及び交付金56万5,000円の減額の補正であります。いずれも新型コロナウイルス感染症による減額であります。補助金の文化団体活動推進事業は、リコーダーアンサンブルクラブの道大会出場中止によります21万8,000円の減額。交付金は、第59回陸別町文化祭の中止による25万円の減額と、ことぶき大学の町外研修の中止によります9万7,000円の減額であります。

次のページをお開きください。

5項保健体育費1目保健体育総務費18負担金補助及び交付金は、先ほどと同じく、新型コロナウイルス感染症による町民スポーツレク大会の中止に伴う45万円の減額の補正。

3目学校給食費3節職員手当等は、給与の改正等によります3万2,000円の減額の補正であります。

次のページ、31ページから35ページにつきましては、給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わりました、次に、歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

7ページ、事項別明細書、1、歳入であります。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1節地方交付税の普通地方交付税ですが、6,045万1,000円の減額の補正であります。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が18億2,539万9,000円、特別地方交付税が当初と変わらず1億8,000万円でありまして、合計20億539万9,000円となります。令和2年度の普通交付税の決定額は19億9,969万5,000円でありまして、補正後の留保額は1億7,429万6,000円となります。

次に、13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金67万3,000円の補正であります。1節社会福祉費負担金は、入院の増加による身体障害者更正医療給付費の増に伴います国庫負担2分の1分、25万円の計上。2節児童福祉費負担金は、児童手当の各区分におけます対象者数の増の見込みによる国庫負担分、合計37万3,000円の増と、障害児の利用増による介護給付費の増に伴います国庫負担分2分の1分、5万円の増、合わせて42万3,000円の補正であります。

次のページをお開きください。

2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金、社会保障・税番号制度導入整備補助金につきましては、今回、歳出の北海道自治体情報システム協議会への負担金で予算計上いたしました戸籍情報システムの改修、戸籍附票システムの改修、住基システムの改修に対する国庫補助664万9,000円の補正であります。

次に、6目教育費補助金73万2,000円の補正ですが、1節小学校費補助金、2節中学校費補助金の学校保健特別対策事業補助金でありまして、職員室及び児童玄関用のサーマルカメラの購入に係る2分の1の補助で、それぞれ36万6,000円の計上であります。

続きまして、14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金11万2,000円の補正であります。1節社会福祉費負担金は4万円の計上で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、令和元年度分の精算確定によります8万5,000円の減額と、国庫負担金でも説明しました、身体障害者更正医療給付費の増に伴います道負担4分の1分、12万5,000円の増額の計上であります。2節児童福祉費負担金7万2,000円の計上は、児童手当の歳出の確定見込みによる合計4万7,000円の増額と、障害児の介護給付費の増に伴います4分の1分、2万5,000円の増額であります。

2項道補助金2目民生費補助金92万8,000円の補正は、1節社会福祉費補助金が

重度身障者医療費の増に伴います85万7,000円の計上。2節児童福祉補助金が、ひとり親世帯臨時特別給付費の事務費7万1,000円の計上。

4目農林水産業費補助金は、1節農業費補助金、強い農業づくり事業の事業確定に伴います45万円の減額。

5目商工費補助金2節商工費補助金、これにつきましては、第2回目の50%のプレミアム商品券の791セット分の増加分に係る道補助10%分、79万1,000円の補正であります。

3項委託金3目農林水産業費委託金1節農業費委託金は、トマム地区の農地整備事業と中陸別地区農道整備特別対策事業の監督等補助委託金の確定見込みによる合わせまして14万2,000円の補正であります。

次のページをお開きください。

次に、16款寄附金1項寄附金2目指定寄附金466万7,000円の補正であります。1節総務費寄附金421万円の計上は、ふるさと整備資金が、ふるさと納税43件分、110万円。ふるさと銀河線跡地活用等振興資金もふるさと納税8件分、8万円。町有林整備資金もふるさと納税分で4件、303万円。2節教育費寄附金15万7,000円の計上は、教育振興資金が指定寄附1件、10万円。給食センター管理運営資金がふるさと納税4件、5万7,000円。3節民生費寄附金は、地域福祉資金でふるさと納税11件、11万円の計上。4節農林水産業費寄附金は、いきいき産業支援資金で、ふるさと納税15件、19万円の計上であります。

17款繰入金1項基金繰入金4目いきいき産業支援基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症による事業中止に伴います新農林業人材育成プログラム事業への充当分170万円の減額の補正。

6目町有林整備基金繰入金は、町有林拡大事業への充当110万円の補正。

11目森林環境譲与税基金繰入金は、森林環境譲与税事業への充当で110万8,000円の補正でありまして、森林作業道補修事業の確定に伴う112万円の減額と、新たな事業の民有林業整備事業への222万8,000円の充当によるものであります。

次に、19款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入310万6,000円の補正につきましては、優良家畜導入貸付金の繰り上げ償還10件分であります。

4項雑入3目雑入は、7節雑入33万7,000円の補正であります。建物災害共済金は、トラリ地区の公共草地配電線路災害復旧工事の確定に伴います8万3,000円の減額。過年度補助金等精算金は、中山間地域等直接支払い交付金の返還金52万3,000円の計上。成年後見費用に係る求償費につきましては、2名分で1万7,000円の計上。新農林業人材育成プログラム参加者負担金は、新型コロナウイルス感染症による事業中止によります12万円の減額であります。

続きまして、20款町債1項町債1目総務債1節総務債は、防災行政無線整備事業の確定による70万円の減額。

2目衛生債1節清掃債は、ストックヤード用のショベルの除雪機械購入事業の確定による460万円の減額。

次のページに移りまして、4目土木費1節道路橋りょう債250万円の減額の補正は、町道トマム川沿線道路整備事業の確定による190万円の減額。町道東1条仲通り道路整備事業の確定による40万円の減額。町道側溝整備事業は、町道小利別西1条通線の事業確定による20万円の減額であります。

以上で歳入を終わりました、続きまして5ページをお開きください。

予算書5ページは、第2表地方債補正の変更であります。

まず、記載の目的にあります一般単独事業（緊急防災・減災対策事業）であります。限度額が3,510万円から70万円減の3,440万円に変更。内訳は、1番目にあります防災行政無線整備事業が2,760万円から70万円減の2,690万円の変更となります。

次に、同じく一般単独事業の緊急自然災害防止対策事業であります。限度額が5,190万円から20万円減の5,170万円に変更。内訳は、表の中ほどにあります町道側溝整備事業小利別西1条通り線が450万円から20万円減の430万円に変更となります。

次のページをお開きください。

次に、過疎対策事業債であります。限度額が7億5,370万円から690万円減の7億4,680万円に変更。内訳は、上から三つ目の除雪機械購入事業が1,250万円から460万円減の790万円。下から七つ目にあります町道トマム川沿線道路整備事業が2,970万円から190万円減の2,780万円。その下、二つ目の町道東1条仲通り道路整備事業が460万円から40万円減の420万円に変更となります。なお、利率につきましては記載のとおりであります。

以上で議案第77号を終わりました、次に、議案第78号の説明に移ります。

議案第78号令和2年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明したいと思いますので、5ページをお開きください。

5ページは、事項別明細書、2、歳出であります。

1款総務費2項徴税费1目賦課徴收费18節負担金補助及び交付金、負担金、十勝圏複合事務組合は、十勝市町村税滞納整理機構の運営分担金で、確定見込みによります12万9,000円の補正であります。

2款保健給付費1項療養諸費1目療養給付費18節負担金補助及び交付金の療養給付

費につきましては、今年度の実績から推計しまして、1,071万5,000円が不足する見込みでありますことから、補正するものであります。

2項高額療養費1目高額療養費18節負担金補助及び交付金の高額療養費につきましても、療養給付費の増額に伴いまして、483万6,000円が不足する見込みであることから、補正するものであります。

次のページをお開きください。

7款諸支出金3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金27節繰出金998万2,000円の補正であります。これは平成30年度の国保特別調整交付金のうち、算定方法が変わり、追加交付となりましたへき地診療所運営費分につきましては、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計へ繰り出すものであります。なお、この交付金につきましては、令和元年度に追加交付を受けましたが、支出をする暇がなく、繰越金として処理をいたしましたので、今回の補正にあわせまして予算を計上したものであります。

以上で歳出を終わりにして、次に、歳入の説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

事項別明細書、1の歳入であります。

3款道支出金1項道負担金1目保険給付費等負担金1,568万円の補正であります。1節保険給付費等交付金、普通交付金につきましては、歳出の2款保険給付費と同額の1,555万1,000円の計上。2節保険給付費等交付金は、特別交付金で、歳出の1款総務費と同額の12万9,000円の計上であります。

6款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金は、先ほど説明をいたしました国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰越金と同額の998万2,000円の補正であります。

以上で議案第78号を終わりにして、次に、議案第79号の説明に移ります。

議案第79号令和2年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開きください。

事項別明細書、2、歳出であります。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、給与の改正等による3節職員手当等30万円の補正であります。なお、時間外勤務手当の増額につきましては、11月2日から新設しました診療所発熱外来の診療の影響によるものであります。発熱外来の診療を設けたことにより、職員の時間外が増となります。

6ページから9ページに給与費明細書が添付されておりますので、後ほど御覧いただ

きたいと思います。

以上で、歳出を終わりました、次に、歳入の説明をさせていただきます。

4ページになります。

1、歳入。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財政対策分968万2,000円の減額の補正。

2目国保事業勘定特別会計繰入金は、先ほど国保会計において説明いたしました平成30年度の国保特別調整交付金のへき地診療所運営費分の追加交付分998万2,000円の補正であります。

以上で、議案第79号を終わりました、次に、議案第80号の説明に移ります。

議案第80号令和2年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明をいたします。

6ページをお開きください。

6ページは、事項別明細書、2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費83万3,000円の減額の補正であります。3節職員手当等は、給与の改正等による5万2,000円の減額。12節委託料は、陸別町簡易水道事業経営戦略策定委託業務の確定による78万1,000円の減額であります。

2款施設費1項施設管理費2目施設新設改良費90万2,000円の減額の補正につきましては、14節工事請負費で、町道宮下本通の配水管布設替工事の確定見込みによります85万8,000円の減額と、町道新町7号通の配水管新設工事の確定によります4万4,000円の減額であります。

なお、7ページから8ページに給与費明細書を添付されておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

以上で、歳出を終わりました、次に、歳入の説明を行います。

5ページをお開きください。

5ページ、1、歳入であります。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金536万7,000円の減額の補正は、財政対策分で497万6,000円の減額と、経営戦略の策定に要する経費39万1,000円の減額であります。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金は、前年度繰越金の当初予算額を差し引いた残りの全額 4 2 3 万 2, 0 0 0 円の補正予算の計上であります。

6 款町債 1 項町債 1 目簡易水道事業債は、配水管整備事業の確定見込みに伴います 6 0 万円の減額の補正であります。

以上で歳入を終わりました、次に、4 ページを御覧ください。

4 ページは、第 2 表地方債補正の変更であります。

起債の目的の過疎対策事業、配水管整備事業につきましては、補正前の限度額が 4 6 0 万円でありましたが、全額を簡易水道事業債での計上としまして、全額を減額するものであります。簡易水道事業は、補正前の限度額が 5 7 0 万円から 4 0 0 万円を増額しまして、補正後は 9 7 0 万円であります。内訳は、配水管整備事業が、補正前の限度額 4 6 0 万円から、補正後、8 6 0 万円となりまして、4 0 0 万円の増額であります。利率につきましては記載のとおりであります。

以上で議案第 8 0 号を終わりました、次に、議案第 8 1 号の説明に移ります。

議案第 8 1 号令和 2 年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。

歳出、7 ページをお開きください。

2 の歳出であります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、給与の改正等によります 3 節職員手当等 2 1 万 3, 0 0 0 円の減額の補正であります。

2 款施設費 1 項施設管理費 1 目施設維持費 1 4 6 万 7, 0 0 0 円の減額の補正は、1 2 節委託料で、管渠調査清掃防水処理委託業務の確定によります 5 0 万 6, 0 0 0 円の減額と、町道改良工事に伴います公共柵及びマンホールの高さ調整委託業務の確定見込みによります 9 6 万 1, 0 0 0 円の減額であります。

次のページを御覧ください。

3 款事業費 1 項下水道整備費 1 目下水道建設費 1, 2 9 8 万 1, 0 0 0 円の減額の補正であります。1 2 節委託料は、浄化センター機器更新実施設計委託業務の確定によります 1 8 3 万 3, 0 0 0 円の減額。1 4 節工事請負費は、浄化センターほか機器更新工事の確定見込みによります 1, 1 1 4 万 8, 0 0 0 円の減額であります。この工事につきましては、社会資本整備総合交付金の対象事業として実施をしているところでありますが、今年度の内示額が大幅に減額となりましたことから、当初予定をしておりました污水が

ンプ3台分の更新工事を次年度に先送りをしまして、減額の補正をしようとするものであります。今後は、交付金の対象となりましてから事業を実施しようと考えております。

なお、9ページから10ページに給与費明細書が添付されておりますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

以上で、歳出を終わりました、次に、歳入の説明を行います。

5ページをお開きください。

事項別明細書、1の歳入であります。

1款分担金及び負担金1項分担金1目下水道事業分担金は、受益者分担金2万5,000円の補正で、令和元年度に施工された1件分の全納分の計上であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業補助金の特定環境保全公共下水道事業補助金669万1,000円の減額の補正につきましては、先ほど歳出で説明しました社会資本整備総合交付金でありまして、事業の確定見込みに伴う減額。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、財政対策分393万3,000円の減額の補正。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金は、前年度繰越金の当初予算額を差し引いた残り金額、213万8,000円補正予算の計上であります。

次のページを御覧ください。

6款町債1項町債1目下水道事業債は、特定環境保全公共下水道事業620万円の減額の補正でありまして、事業の確定見込みによる計上であります。

以上で歳入を終わりました、次に4ページをお開きください。4ページを御覧ください。

第2表、地方債補正の変更であります。

起債の目的の過疎対策事業、特定環境保全公共下水道事業につきましては、補正前の限度額が730万円でありましたが、これを全額簡易水道事業債での計上としまして、今回、限度額がゼロ円となります。下水道事業は、補正前の限度額が800万円から110万円を増額して、補正後は910万円あります。内訳では、特定環境保全公共下水道事業が、補正前の限度額730万円から、補正後、840万円となりまして、110万円の増額であります。なお、利率につきましては記載のとおりであります。

以上で、議案第81号を終わりました、次に、議案第82号の説明に移ります。

議案第82号令和2年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明したいと思っておりますので、7ページをお開きください。

7 ページは、事項別明細書、2、歳出であります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、1 8 節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会への負担金で、5 6 万 1, 0 0 0 円の補正であります。これは介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る負担金であります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費につきましては、1 8 節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費 1, 9 6 3 万 3, 0 0 0 円の補正であります。令和元年度の請求返戻分の再請求によります増額、それから、利用者の増の見込みによるもので、訪問介護では 5 名、訪問入浴では 1 名、福祉用具の貸与が 8 件、これらの増を見込んでおります。

2 目居宅介護サービス計画給付費 1 8 節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費は 2 6 万 6, 0 0 0 円の補正でありまして、本年度の実績によります推計で、不足が見込まれることによる増額の計上であります。

3 目施設介護サービス給付費は、1 8 節負担金補助及び交付金、施設介護サービス給付費 7 8 9 万 3, 0 0 0 円の補正であります。この主な要因は、入所者の介護度の区分変更によりまして、介護度の高い方が増加したことによるものであります。

次のページをお開きください。

次に、4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費は、1 8 節負担金補助及び交付金、高額介護サービス費 6 2 万 6, 0 0 0 円の補正であります。対象者が 4 名ほど増となる見込みでありますことから、補正しようとするものであります。

6 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費 1 8 節負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス費 1 7 9 万円の補正であります。この主な要因につきましては、施設入所者の入れかわりによります入所日数の増の見込みによるものであります。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 1 8 節負担金補助及び交付金、第 1 号事業給付費 2 2 万 5, 0 0 0 円の補正であります。この主な要因につきましては、利用者の介護度区分の変更によるものであります。

次に、3 項包括的支援事業・任意事業費 2 目任意事業費 1 2 節委託料は、給食サービス事業や介護用品支給事業の任意事業の利用回数の増の見込みによります 6 万 2, 0 0 0 円の補正であります。

以上で歳出を終わります。次に、歳入の説明を行います。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 1 1 時 5 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） それでは、介護保険会計の歳入から説明を続けさせていただきます。

介護保険会計の4ページ。

事項別明細書、1、歳入であります。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年度分介護給付費負担金564万7,000円の補正は、歳出の介護給付費に係る国の負担分20%、施設分15%分のルール分であります。

2項国庫補助金1目調整交付金1節調整交付金530万4,000円の補正につきましても、歳出の介護給付費に係るルール分、8.49%分となっております。

2目地域支援事業交付金1節現年度分8万円の補正は、介護予防・生活支援サービス事業の25%分、5万6,000円と、給食サービス事業や介護用品の支給事業の任意事業38.5%分、2万4,000円の計上であります。

3目保険者機能強化推進交付金1節保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みに対する交付金で、確定見込みによる8万9,000円の補正であります。

4目保険者努力支援交付金は新設の科目であります。1節保険者努力支援交付金は、社会保障の充実分として新たに創設されました介護予防、健康づくり等に関する取り組みに対する交付金で、申請額29万8,000円を計上するものであります。

5目事業費補助金も新設の科目でありまして、1節事業費補助金28万1,000円の補正につきましては、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修に係る補助金で、事業費の2分の1となっております。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金1節現年度分、介護給付費負担金417万円の補正は、歳出の介護給付費に係るルール分12.5%、施設分が17.5%分。

2項道補助金1目地域支援事業交付金1節現年度分4万円の補正は、介護予防・日常生活支援サービス事業の12.5%分、2万8,000円と、給食サービス事業や介護用品支給事業の任意事業の19.25%分、1万2,000円の計上であります。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年度分介護給付費交付金815万5,000円の補正は、歳出の介護給付費に係るルール分27%分。

2目地域支援事業支援交付金1節現年度分6万1,000円の補正も、介護予防、生活支援サービス事業の27%分の計上であります。

次のページを御覧ください。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金409万7,000円の補正であります。1節介護給付費繰入金、介護給付費分で377万6,000円は、歳出の介護給付費に係るルール分12.5%分。2節事務費繰越金28万1,000円は、システム改修に係る補助金の残分。3節地域支援事業繰入金4万円は、介護予防生活支援サービス事業

の12.5%分、2万8,000円と、給食サービス事業や介護用品支給事業の任意事業の19.25%分、1万2,000円の計上であります。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金1節介護給付費準備基金繰入金283万4,000円の補正は、介護給付費等に係る介護保険料の不足分について計上するものであります。

以上で、議案第82号終わりました、次に議案第83号の説明に移ります。

議案第83号令和2年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開きください。

5ページ、事項別明細書、2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金8万3,000円の補正は、高齢者医療制度の見直し等に係るシステム改修費であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金18節負担金補助及び交付金、事務費負担金は、広域連合事務費負担金でありまして、令和元年度の精算確定による51万8,000円の減額。保険料等負担金は、広域連合負担金の保険基盤安定分でありまして、令和元年度の精算確定による11万3,000円の減額。合わせまして63万1,000円の減額の補正予算であります。

以上で歳出を終わりました、次に、歳入の説明をいたします。

4ページのほうを御覧ください。

1、歳入であります。

1款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金1節事務費繰入金45万1,000円の減額の補正は、広域連合事務費負担金の令和元年度の精算確定による51万8,000円の減額と、システム改修に係る負担金から国庫補助金を除きました6万7,000円の増額による補正であります。

2目保険基盤安定繰入金1節保険基盤安定繰入金は、保険料負担分の令和元年度の精算確定による11万3,000円の減額の補正。

4款国庫支出金1項国庫補助金は1目事業費補助金で、これは新設科目になります。1節事業費補助金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金1万6,000円の補正予算につきましては、高齢者医療費の見直し等に係るシステム改修費に対する補助金の計上であります。

以上で、議案第77号から議案第83号までの説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し

上げます。

以上であります。

○議長（本田 学君） これから、議案第77号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、13ページから参照してください。

1款議会費13ページから、2款総務費17ページ中段まで。

ありませんか。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 15ページの16節公有財産の関係ですけれども、資料を見ますと、林地を町有地に買い求めたわけなのですけれども、面積的に38.2ヘクタールという形で町有林を購入したのですけれども、反当たり4,900円ぐらいなのかな、とあるのですけれども、この林地についてはどういう林相なのかということで、立木があればどういう形なのか、何年生か、その辺について、38町も買えるということはすごいことだと思う面もあるのですけれども、こういう値段で買える土地を町有林として今後財産として持っていくわけなのですけれども、その辺のいきさつ等について、何か特別なものがあれば説明願いたいと思いますけれども。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） こちらの公有林の拡大事業ということで土地を購入させていただいておりますが、こちらのほうの約38町ありますが、立木の状況をまず御説明したいと思います。こちらは天然林と、全部刈った伐後による天然林と、人工林業が若干生えております。ただし、この人工林業というのが約100本ほどしかなく、かたまってもないため、実は伐採費用をこの100本では捻出することが売買代金ではできないということで、今回の土地購入には立木代金を入れておりません。したがって、1平米5円、あと、作業道の接続の悪いところは効率が悪いということで、そこは所有者と相談しまして、1平米4円ということで購入させていただいております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） どっちにしても、10アール当たり4,900円だと思うのですけれども、今後、この林地を活用していくということを考えたときに、人工林業はないに近いと。そういった中で、天然林、あるいは伐採された後というけれども、今後、この山をどのような方向で活用していくのか、考え方をちょっと伺いたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） こちらのほうの今後の予定でございますが、実はそれ以前にも購入なりで取得していた部分がありますので、こちらの今回購入したものは、

天然林が比較的多いという状況なので、これから植栽などするのは順番に計画的にやりますが、ここ数年で今回の土地を実施するということは、予定には今のところありません。

以上でございます。

○議長（本田 学君） ほかに、13ページから17ページ中段までありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、3款民生費、17ページ下段から、4款衛生費、21ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、18ページの3款民生費1項社会福祉費3目後期高齢者医療費18節負担金補助及び交付金に、後期高齢者医療広域連合負担金574万1,000円の減額についてお伺いいたします。これは先ほど副町長から詳しい説明も受けまして、確定された金額であるということは説明を受けているわけではありますが、この療養給付費負担金の広域連合特別会計への支出予算現額、これは3,295万1,000円でありました。これは診療費や調剤費などの療養給付費だと思いますが、広域連合ですから、単純に診療件数の数が減ったということではないと思いますが、お答えできる範囲で結構ですが、どのように算出されて減額になったのか、答えられる範囲で結構ですので、お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 棟方町民課長。

○町民課長（棟方勝則君） 後期高齢者医療費の町村負担分につきましては、制度としまして、高齢者医療の分の総額の5割が公費負担になっています。公費負担のうち、国が6分の4、町が6分の1、道が6分の1になっていますので、トータルでいくと町の負担分は12分の1となっています。元年度、医療費の確定額が約4億円、3億9,990万7,000円となっていましたので、それが確定しましたので、その分の12分の1が町の負担ということで、今回の総額が3,332万6,000円ということで、補正予算額は3,906万7,000円でしたので、その差額を減額しようとするものであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この算出については、そういうことで理解いたしました。

それで、この負担金の財源であります。これはただいま町民課長が説明ありましたように、国庫支出金とか道支出金、または地方交付税も充てられるのか、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時23分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 先ほどの御質問の交付税の中の算入の関係ですけれども、単位費用の積算におきましては、75歳以上の全国の人口規模を基本の単位としまして、その額に医療費給付費の負担金、それから、国、道の補助金等も含まれて積算をされているところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、6款農林水産業費、22ページから、7款商工費、25ページまで。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、25ページの7款商工費1項商工費2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金のプレミアム商品券発行事業400万5,000円の増額についてお伺いいたします。国の交付金の第3次補正がどうなるか分かりませんが、資料6に基づきまして、ここまでのプレミアム商品券の発行事業について一応整理させていただきたいと思います。当初予算では20%のプレミアムの商品券を、春、2,000セット、秋、2,000セット、合わせた販売額が4,800万円、そして町補助金が事務費を含めて810万2,000円でありました。その後、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済対策として、飲食店に限定した40%の商品券を500セット販売するために、現行予算の範囲内で組みかえて、新規分の販売額2,400万円を2,150万円に変更しております。そして、秋期販売分につきましても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分に伴い、50%プレミアムのものを3,000セットで、販売額を4,500万円に変更して販売しておりますが、さらに先ほど副町長の説明でもありましたように、この補正において791セット追加して、販売額は5,686万5,000円と。春期分を合わせて7,836万5,000円ということになります。事務費につきましても、当初予算に比べて34万7,350円増えまして、44万9,350円になったと、そのような説明であったと理解しておりますが、国の1次分、2次分の交付金の配分の中でのここまでの経緯としてはそういう理解でよろしいか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） こちらの商品券の発行事業につきまして、資料をもとに御説明したいと思います。資料6番の資料を御覧いただきたいと思います。

議員のほうから最初に説明ありましたとおり、当初予算では20%ということで、町の補助金は810万2,000円、これに対する発行額というのをこの資料では示していますが、こちらはプレミアム分と全部入れて消費可能額、購買可能額というようなとら

え方でよろしいかと思えます。それにつきましては、当初4,800万円でスタートしましたが、その後、コロナが春先から始まりまして、4月の段階で、既定予算の中で何かできないかということで、飲食店をちょっと手厚くしましょうということで、40%の飲食店プレミアムを設定いたしました。ただし、このときには予算の範囲内ということで、町の補助金は動かしておりません。この時点では、消費可能額という言い方ですが、4,550万円という、お見込みのとおりとなっております。

この間の9月議会のときに、後半につきまして、50%のプレミアムをやりたいということで計上させていただきました。この50%分の後半の分が4,500万円分ありますので、この時点で、9月議会のときに、終了時で購買可能額6,650万円で、町の補助金としまして1,129万8,000円を加算しておりますので、1,940万円となっております。このときには、道の補助金が10%分つくということで、300万円同時計上とさせていただきます。今回でございますが、事前申し込みを得て、その結果、最終的に3,791セットということで、購買可能額が5,686万5,000円で、前期分と合わせまして、経済効果というのでしょうか、購買可能額は7,836万5,000円で、補助金につきましては、今回、400万4,350円を加算いたしまして、2,340万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ここまでのことはただいまの説明で理解できているところであります。

それで、この説明資料を見ましたら、2回目の販売期間、これは10月8日から10月23日となっておりますので、今回、予算補正の追加791セットについても既に販売を終えていると、そのような理解をしているところであります。そうでありまして、換金が随時行われていると思いますが、補助金の精算の終了、これはこの後になると思いますので、追加の予算措置が行われる前であっても、販売予定額として販売を続けることには問題がないと、そのような理解でここまで進めてきたと、そのような理解でよろしいのかということと、もう1点であります。これはこの事業もそうですし、休業協力感染リスク低減支援、これもそうですし、先ほど、この後、教育関係の備品整備もそうですが、この臨時交付金につきましては、1次、2次合わせて1億6,600万円余り、この範囲内で、事業の執行残も当てながら、一般財源を減らしていくような組み立てをしていくのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） 前段の質問でございますが、こちらは第2回目の申し込み期間というのは、9月議会終了後から速やかに準備をしまして、事前申し込みということで、10月6日までということで申し込みをとらせていただきました。実際にはそこから申し込みをした者が買う期間ということで、多少余力を見まして10月23日

ということになっておりますが、実際の補助金のほうにつきましては、これからそれぞれ本人の手元に渡って、使われない分、いわゆる死蔵される商品券が発生しますので、そちらのほうについても精算対象になりますので、そちらのほうは、精算対象というのは対象外になりますので、その辺を加味しまして、最後まで精算したいと思います。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員の御指摘のとおりであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 産業振興課長の答弁で、予算措置が今行われているわけですが、既に販売予定ということで791セットについても販売しているということでありまして、精算が後になるということで、問題がないというふうに判断したと、そのような答弁であったと私は理解しております。

それで、この事業における町の補助金の精算であります。これも産業振興課長が一部触れておりましたが、この精算は販売額に基づいて行われるのか、または換金額、実際に消費された額で補助金が計算されるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 今村産業振興課長。

○産業振興課長（今村保広君） ただいまの御質問でございますが、こちらのほうは実際に商品券が流通し、最後に回収が終わった数量によって補助金を精算するという形にしております。

事務費につきましては、こちらは印刷経費などが主なものでございますが、事務費につきましては確定額となっております。ごめんなさい、失礼しました。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 22ページから25ページまで、ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、8款土木費、26ページから27ページまで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、10款教育費、28ページから30ページまで。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 歳出全般にわたるわけですが、住居手当の減額に関して

であります、35ページに給与費明細書の(2)給料及び職員手当の増減額の明細に掲げられております住居手当の住居要件の変更による減と、このことについてであります、この住居要件はどのような変更があったのか、お伺いいたします。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) 1件は、対象となる住居を退所した職員がおります。それから、住居を変更した者が、この要件によりまして家賃の額が違いますので、その要件の変更による減額ということになっております。

以上であります。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) そういたしましたら、現行の条例、規則の変更に伴うものは全くないと、そのような理解でよろしいですか。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) ございません。

○議長(本田 学君) ほかに。

4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 歳出全般なのですけれども、不用額、コロナの影響によって各事業計画していたのが中止になったりしているという全体の中で、一体この影響というのですか、支出額がどのくらいコロナの影響によって不用額になったのか、トータル的に、概算でもいいですから、まだ年度途中ですので、まだ確定はしていないと思うのですけれども、今までの現在の中での確定の数字の積み重ねは幾らぐらいになりますか。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) コロナによる事業等の中止による減額でありますけれども、今回、補正をしている分が、今、こちら側で把握しているものであります。金額につきましては1,319万5,000円を今回事業等の中止によりまして計上しております。

以上であります。

○議長(本田 学君) 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) このことについては、コロナの影響によって密を避ける意味で事業も中止していて不用額になるわけなのですけれども、町民にすれば、コロナの怖さもありますけれども、やはり日常的、行政の活動等について、参画したりして楽しみにしている事業でもありますので、今後、コロナが落ちついたというか、次年度の予算にも返ってくるのかなと思いますけれども、この1,390万円を、今後そういう町民サービスの関係における事業についての、例えばしばれフェスティバルにしても文化祭の開催についても、上積みした上で、今年しない分を来年にするとかという、そういった動きが必要ではないかなと思うのですけれども、そういった意味での考え方についてはどうですか、1,900万円の形を今後生かすということ。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員のお話のとおり、必要なものも出てくるかなと思います。もしくは、このコロナもまだ収束が見えておりませんので、事業をやるために必要な経費というのも上積みで出てくる可能性もありますが、これらにつきましては、各団体と協議をしまして、その中で要望があれば、汲めるものは汲んでということで予算については反映させていけるものかと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページから12ページまでを参照してください。7ページから12ページです。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正についての質疑を行います。

5ページから6ページの第2表を参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第77号令和2年度陸別町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第78号令和2年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第78号令和2年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第79号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

ありませんか。

3番久保議員。

○3番(久保広幸君) それでは、4ページの歳入の5款繰入金1項他会計繰入金2目国保事業勘定特別会計繰入金1節国保事業勘定特別会計繰入金、へき地診療所運営費分998万2,000円の増額について御質問いたします。これは先ほどの副町長の説明の中で、平成30年度分のへき地診療所の運営費という説明でありました。それで、これは一般会計、それから国保事業特別会計にも関係すると思いますので、一応整理した形で質問させていただきますが、国保事業勘定特別会計からの繰入金998万2,000円、この増額を受けて、そのうちの職員手当等の支出増額分30万円を差し引いた968万2,000円を一般会計繰入金の減額で調整していると、そのように理解しておりますが、そういう理解でよろしいのか。

それから、先ほど過年度分ということで、平成30年度分という説明でありましたが、令和元年度、それから、今年度についてもこのような形で、減はないだろうと思いますが、調整が行われるのか、お伺いいたします。

○議長(本田 学君) 早坂副町長。

○副町長(早坂政志君) 繰入金の関係につきましては、議員のお見込みのとおりでござ

ございます。へき地診療所運営費分につきましては、さきの議員協議会等、いろいろなところで説明を若干させていただいておりますが、平成30年と令和元年度になりました。診療所の運営に係る特別調整交付金の算定の方法が変わりました。変わったことによりまして、平成30年度分も8割、追加交付を行うということで、令和元年度に平成30年度分の追加交付という形でされたものであります。それで、その額につきましては、追加交付ということで交付された関係もありまして、令和元年度の予算の中で整理ができなかった関係上、国保会計で令和元年度の繰越金の中にその額を含めまして、今回、それを整理したということになります。

令和元年度分につきましては、既に納入いただきまして決算を終えておりますので、令和2年度分の予算についてを説明させていただきますと、令和2年度の予算を計上する時期に、このような算定方法の変更を協議してまいりました関係上、当初は平成30年度までと同じ計算方法で計上しております。したがって、今年度の国保の特徴の積算において、恐らく1月の下旬に申請をすることになると思っておりますが、その段階で出た金額をもって次の補正で令和2年度分の整理をしたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第79号令和2年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第80号令和2年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから6ページまでを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号令和2年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第81号令和2年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号令和2年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第82号令和2年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2

号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから9ページまでを参照してください。

3番久保議員。

○3番(久保広幸君) それでは、4ページ、歳入の2款国庫支出金2項国庫補助金4目保険者努力支援交付金1節保険者努力支援交付金、保険者努力支援交付金29万8,000円についてお伺いいたします。これは補正予算の説明の際に副町長が詳しく説明されておりましたが、市町村が行う自立支援重度化防止の取り組みについて、評価指標の達成状況に応じて交付金を交付する、いわゆる財政的インセンティブと言われておりますが、今回の評価の対象となる具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○議長(本田 学君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(丹野景広君) ただいまの市町村事業云々で、保険者の努力支援交付金のごさいますけれども、今質問のあった交付金の上の段にも機能強化推進交付金というのがございしますが、これは実は令和2年度に新たに加わったのが下の項目、新設の努力支援交付金でございます。これは今、議員が御指摘いただいたとおり、項目としては、評価指標の項目を今ざっくりと申し上げますと、大きな一つ目としては、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制構築があるかどうか、これは6項目指標があります。それから、大きな二つ目として、自立支援重度化防止等に資する施策の推進ということで、介護支援専門員、介護サービス事業所等というところで5項目の評価指標。それから、地域包括支援センター、それから地域ケア会議で9項目、それから、在宅医療、介護連携で6項目、認知症総合支援事業で6項目、介護予防、日常生活支援で17項目、生活支援体制の整備ということで4項目。大きな三つ目として、介護保険運営の安定化に資する施策の推進ということで、介護給付の適正化等9項目、介護人材の確保9項目という、大きく言いますとそのようになっております。

議員の御指摘のとおり、もともとある基本的な項目のほかに、予防、健康づくりに関する項目というところの重要な項目について、さきに言いました保険者機能推進交付金とダブルで、両方で評価を与えるという形にもなっております。充当先としては、介護予防支援事業ですとか、ほっとカフェ等の事業に充当されているということでありませう。

以上です。

○議長(本田 学君) 3番久保議員。

○3番(久保広幸君) ただいま詳しくお答えいただいたのですが、分かりやすく言いますと、これまで現に行われてきた事業が一定の評価を受けて交付金の交付になったと、そのような了解でよろしいですか。

○議長(本田 学君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） はい、よろしいと思います。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 8 2 号令和 2 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 8 3 号令和 2 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 5 ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 8 3 号令和 2 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

---

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時53分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員